

● 津波防災地域づくり推進計画作成ガイドラインを、実用的な内容に改定

4月6日、国土交通省は地域の実情に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）の作成を促進するため、「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」について、市町村の実務担当者にとってより実用的になるよう内容を見直し、ガイドラインを改定したことを発表した。

- ▶ 国土交通省総合政策局 公式発表資料
[津波防災地域づくり推進計画作成ガイドラインを改定しました](#)
～推進計画の作成プロセスを明らかにした、実用的な内容に改定～
- ▶ 国土交通省
[津波防災地域づくりに関する法律について](#)
- ▶ 国土交通省総合政策局 参事官（社会資本整備）
[津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン](#)

これは、東日本大震災を受け 2011(平成 23)年 12 月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」(平成 23 年法律第 123 号)において、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、市町村は、ハード・ソフト施策を地域の実情に応じて効果的に組み合わせて総動員する「推進計画」を作成することができる(同法第 1 条)ことを受けたものである。国土交通省は 2016(平成 28)年 6 月に「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」の第 1 版を策定したが、平成 29 年度に実施した政策レビューにおいて明らかになった市町村が抱える計画作成上の課題を踏まえ、今般において計画作成プロセスを明確化し、計画作成にあたっての工夫や留意点を新たに盛り込むと共に、市町村の検討状況等に応じた構成（基礎編、実践編、参考資料編）に見直すなど、実用的な内容に全面改定された。(図参照)

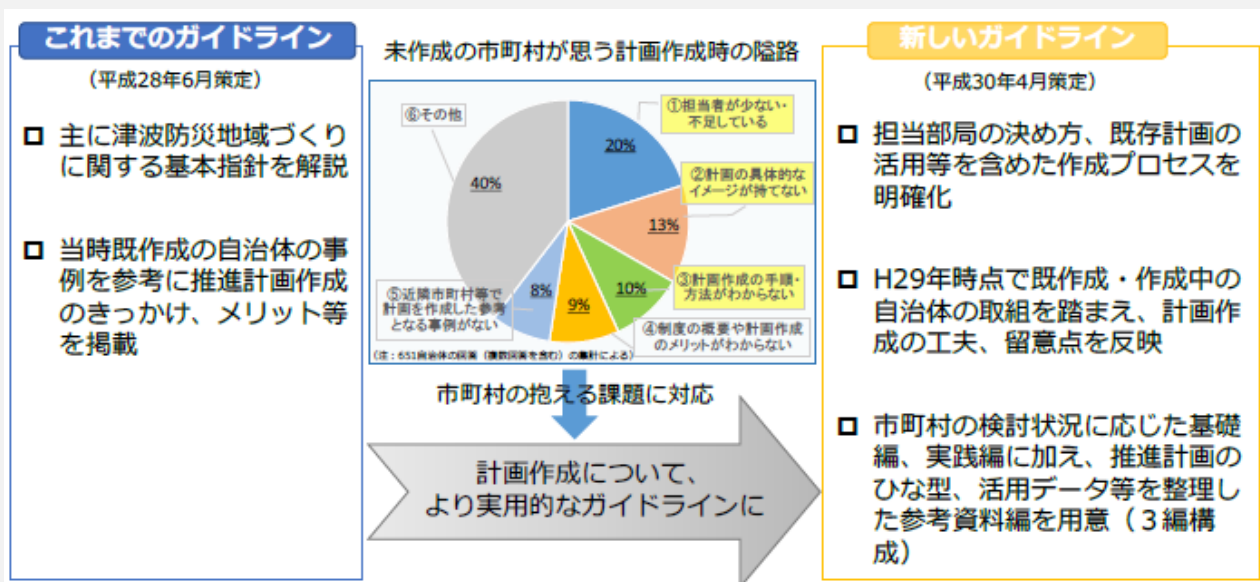


図 ガイドライン改定の経緯

(※国土交通省報道発表資料より)

このガイドラインの冒頭において、国土交通省総合政策局参事官（社会資本整備）の名で「現に、全国では約 180 の市町村が推進計画の作成を検討しているところであり、今後、全国で推進計画の作成が進んでいくことが期待されています。本ガイドラインが、全国の推進計画の作成にかかわる市町村職員の皆様の実務に少しでもお役に立てると幸いです。」と綴っている。